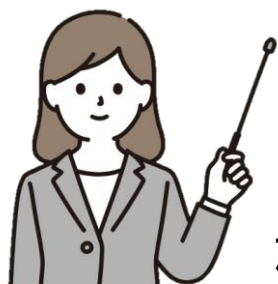


要綱改正のお知らせ



「国立市介護職員初任者研修受講費助成金交付要綱
(以下、要綱)」を改正しました。

改正後の要綱は、令和6(2024)年4月1日から
施行します。

要綱の改正内容

改正点1・・・交付対象者の拡大(1)

【変更前】

介護職員初任者研修(以下、研修)
修了後3か月以内に、介護サービ
ス事業所へ新規就労した方。

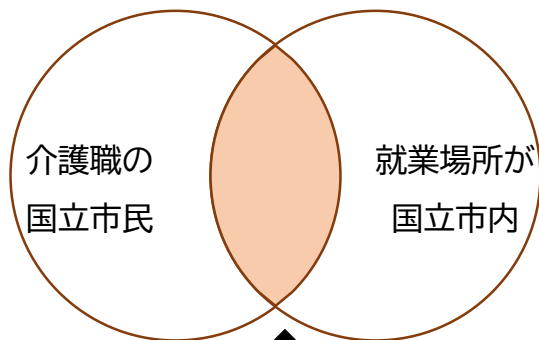
【変更後】

- ・研修修了後3か月以内に、介護
サービス事業所へ新規就労した方。
- ・(追加)研修前から介護サービス
事業所に就労しており、研修後も
引き続き就労継続される方。

改正点2・・・交付対象者の拡大(2)

【変更前】

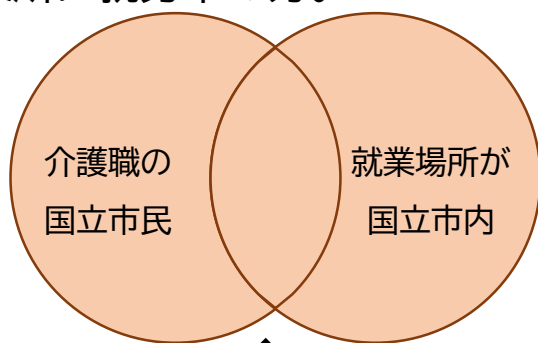
国立市民かつ国立市内の介護
サービス事業所に就労中の方。



対象者

【変更後】

介護職に就いている国立市民
又は、国立市内の介護サービス事
業所に就労中の方。



対象者

要綱の改正内容（続き）

改正点3・・・支給方法の変更

【変更前】

- 研修修了後3か月以内に申請。
- 交付決定額が4万円を超える場合は、2回に分けて（1回目の支給から1年後に）支給。

【変更後】

- 6か月以上介護サービス事業所にて就労継続の後、研修修了後または就労開始後1年以内に申請。
- 交付決定額に関わらず一括で支給。

要綱の改正に関する移行措置

改正に伴い、下記の方については個別に対応します。

ご自身で対象となるか判断が難しい場合は、問合せ先までご連絡ください。

令和6(2024)年3月31日までに交付が決定し、残額支給が残っている方

改正前の要綱に従い、支給をします。

前回の支給から約1年後にご案内を送付しますので、残額分をご請求ください。

令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの期間に介護職員初任者研修を修了した方で、令和6(2024)年4月1日時点で助成金の申請をされていない方

改正後の要綱にて対象となる場合は、ご申請できる可能性があります。

一度、下記の問合せ先までご連絡ください。個別に対応いたします。

対象となった場合の申請期間は、

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日(必着)までです。

その他

新要綱での申請方法については、別資料をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【お問合せ先】 〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1
国立市役所 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉推進係(1階29番)
電話:042-576-2111(内線796) 受付時間:平日8:30~17:00